

第 50 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年7月27日（火曜日）午前11時

受付開始：午前10時

開催場所

福岡県福岡市中央区輝国一丁目1番33号

アゴーラ福岡山の上ホテル 5階「ロメオ」

（会場が前回と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。）

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第50期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
（添付書類）	
事業報告	7
連結計算書類	26
計算書類	36
監査報告	45

<新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い>

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年と同様本年も可能な限りご出席を見合わせていただき、郵送（書面）にて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◆ご来場いただく場合は、マスク着用等の感染予防策を講じていただけますようお願い申し上げます。
- ◆会場入り口にて検温をさせていただきます。発熱の確認や体調不良と見受けられる場合は、ご入場を制限させていただきます。ご迷惑がかかりますので、予めご了承ください。
- ◆会場運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえで、マスク着用等の感染防止対策をして対応をさせていただきます。

株 主 各 位

福岡市中央区小笹五丁目22番34号
株式会社グリーンクロス
代表取締役社長 久保孝二

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年と同様本年も可能な限りご出席を見合わせていただき、郵送（書面）にて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月27日（火曜日）午前11時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区輝国一丁目1番33号
アゴーラ福岡山の上ホテル 5階「ロメオ」
(会場が前回と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.green-cross.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	久保 孝二 (1971年2月1日生) 再任	1998年7月 当社入社 2002年5月 久留米支社長 2004年5月 営業開発部次長 2005年5月 執行役員 営業開発部長 2008年7月 取締役 執行役員 営業開発部長 2011年4月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 東亜安全施設(株)代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)G-サイン代表取締役	108,700株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>2011年から代表取締役として、経営の先頭に立ち、的確な意思決定のもと当社グループの業績向上と発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。多岐にわたる要職を歴任しており、豊富な経験と実績に基づき、取締役として今後も当社グループの成長・価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	中本堅太郎 (1972年2月11日生) 再任	1997年2月 当社入社 2002年5月 第4ブロック長兼広島支社長 2008年7月 執行役員 第4ブロック長兼広島支社長 2011年7月 取締役 第4・第5ブロック統括 2012年11月 取締役 営業部長 2019年5月 取締役 営業本部長(現任)	25,650株
(取締役候補者とした理由) 営業部門に長年従事し、2008年より執行役員に就任後、主要拠点・ブロックの責任者を歴任し、2011年から取締役に就任、営業活動における豊富な知識と経験・実績を有しております。今後も事業拡大と営業推進に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			
3	まつもとこういちろう 松本光一郎 (1974年7月5日生) 再任	2003年3月 当社入社 2008年5月 管理本部財務課課長代理 2011年4月 執行役員 管理部長兼財務課長 2012年7月 取締役 管理部長(現任)	13,850株
(取締役候補者とした理由) 財務・経理部門に長年従事し、2011年より管理部門の執行役員に就任、翌年より取締役管理部長として管理体制と財務体質の強化に大きく貢献してまいりました。今後も当社の事業拡大に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>しゆ とう ひで き 首 藤 英 樹 (1972年8月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>2002年10月 中央青山監査法人入所 2006年12月 公認会計士登録 2007年8月 如水監査法人設立 代表社員就任 2013年10月 みらいコンサルティング(株)入社 2016年7月 当社社外監査役 2017年7月 当社社外取締役(現任) 2020年12月 (株)SSC 社外取締役(現任)</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>監査法人における豊富な監査経験を有し、公認会計士として企業会計に関する知見も有していることから高度な専門性と幅広い見識を活かし、客観的、中立的な監督を遂行できることから、引き続き当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			
2	<p>やま さき けん じ 山 崎 健 治 (1950年9月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1973年4月 大和証券(株)入社 1986年10月 青山監査法人入所 1991年3月 公認会計士登録 1993年4月 山崎公認会計士事務所設立 1993年7月 当社社外監査役 2017年7月 当社社外取締役(現任)</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>公認会計士として豊富な経験を有し、企業会計に関する知見も有していることから、客観的な立場での議案審議等に必要意見・提言等が期待できると判断し、引き続き当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	住吉良久 (1946年8月9日生) 再任	1972年10月 児島産業創業 1973年11月 児島産業(株)設立 代表取締役就任 1988年3月 (株)児島産業岡山設立 代表取締役就任 1991年4月 玉野市議会議員当選 1995年4月 岡山県議会議員当選 通算7期(現任) 2008年7月 当社社外監査役 2017年7月 当社社外取締役(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 長年にわたる企業経営と豊富な知識・経験を有していることから客観的な立場での議案審議等に必要な意見・提言等が期待できると判断し、引き続き当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 首藤英樹、山崎健治、住吉良久の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 首藤英樹氏につきましては、当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。なお、当社は同氏の選任に伴い福岡証券取引所に対し独立役員として届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 山崎健治氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 住吉良久氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社は、首藤英樹氏、山崎健治氏及び住吉良久氏の選任が承認された場合、各氏との間に締結している、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
吉田太郎 (1977年12月20日生) 新任	2004年11月 司法試験合格 2005年4月 最高裁判所司法研修所入所 2006年10月 弁護士登録 みらい総合法律事務所入所 2013年1月 みらい総合法律事務所パートナー就任(現在)	0株
(補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 吉田太郎氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉田太郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、吉田太郎氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による長期的な減速が続く中、企業収益や設備など一部に持ち直しの動きが見られるものの、緊急事態宣言の度重なる発令による自粛の影響もあり、個人消費は弱さが見られるなど、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループが関係する安全機材業界及びサインメディア業界におきましては、自然災害からの復興や国土強靱化への対応などにより公共事業投資が底堅く推移する一方、民間設備投資や住宅建設は横ばい傾向で推移しており、引き続き慎重な動きが続くと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは収益力の向上に向け、顧客ニーズに沿ったレンタル事業及びサインメディア事業の営業促進と各種経営リソースの強化、並びに物流システムの効率化を行うとともに、ブロック経営を基点としての営業拠点ネットワーク網の一層の連携機能推進に注力してまいりました。また、当社の基本指針である理念の再浸透、原点回帰を行い、不安定な外部環境に適応していく役割指向型組織の構築に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は18,397百万円（前期比8.3%増）、営業利益は1,386百万円（前期比2.3%増）、経常利益は1,391百万円（前期比1.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は910百万円（前期比5.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、2020年7月にグリーンレンタル事業部大阪営業所、また、10月に山形営業所を開設しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,148百万円であり、その主なものは、福岡市中央区笹丘の建物改修工事、山形営業所の建物購入費用、レンタル品の増加額等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に土地建物の取得資金として、金融機関より長期借入金215百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチンの早期普及に期待がかかるものの、緊急事態宣言等の感染防止対策による経済活動への影響もあり、個人消費や雇用情勢など一部に弱さがみられることから、本格的な経済回復には時間を要するものと考えられます。

このような状況において、当社グループの当面の課題は、より一層の収益力の向上に向け、顧客ニーズに沿ったレンタル事業の促進と各種経営リソースの強化、物流システムの効率化、更には、不安定な外部環境の中でも確実な増収増益を作り出す役割指向型組織を構築してゆくことあります。また、当社の基本方針である経営理念の再浸透・原点回帰を行い、長きに亘っての成長企業を確立するための次世代の育成に向け、社内教育システムの更なる充実を行ってゆくことあります。今後もグループ会社と連携し、更なる市場の開拓に努め、総合安全産業の立脚を目指してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 期 別	第 47 期 (2018年4月期)	第 48 期 (2019年4月期)	第 49 期 (2020年4月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (2021年4月期)
売 上 高	14,653,454	15,450,909	16,993,512	18,397,257
経 常 利 益	1,185,947	1,244,516	1,365,724	1,391,267
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	760,430	782,142	863,782	910,961
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	88円47銭	90円84銭	99円09銭	103円59銭
総 資 産	11,423,121	12,302,019	13,180,336	14,236,500
純 資 産	6,421,380	7,069,167	7,737,637	8,478,890
1 株 当 た り 純 資 産 額	746円96銭	811円87銭	887円31銭	961円86銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
3. 当社は、2018年11月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第48期の期首から適用しており、第47期に係る企業集団の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 期 別	第 47 期 (2018年 4 月期)	第 48 期 (2019年 4 月期)	第 49 期 (2020年 4 月期)	第 50 期 (当事業年度) (2021年 4 月期)
売 上 高	13,299,051	14,192,075	15,586,854	17,002,549
経 常 利 益	1,174,813	1,270,019	1,356,658	1,435,150
当 期 純 利 益	774,453	830,494	892,658	974,872
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	90円10銭	96円46銭	102円40銭	110円85銭
総 資 産	11,132,984	12,016,403	12,910,942	13,798,594
純 資 産	6,385,595	7,081,770	7,779,148	8,584,326
1 株 当 た り 純 資 産 額	742円87銭	813円39銭	892円13銭	973円88銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
3. 当社は、2018年11月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第48期の期首から適用しており、第47期に係る当社の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
東亜安全施設(株)	36,000千円	99.6%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
(株) トレード	20,000千円	100.0%	サイン・ディスプレイ用広告資材販売、ディスプレイ・販促物の企画、制作
北斗ネオン(株)	10,000千円	100.0%	LED・ネオンサイン工事、屋内外看板サイン工事、広告塔工事
(株) G - サイン	5,000千円	100.0%	看板の製作及び販売、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理

(7) 主要な事業内容 (2021年4月30日現在)

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具等の安全機材用品の販売及びレンタル並びに各種サインメディアの製作販売を事業としております。

(8) 営業所 (2021年4月30日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	福岡市中央区	人吉営業所	熊本県球磨郡
本社営業部	福岡市東区	名護営業所	沖縄県名護市
北九州支社	北九州市小倉北区	下関営業所	山口県下関市
長崎支社	長崎県西彼杵郡	島根営業所	松江
熊本支社	熊本市東区	福山営業所	広島県福山市
大分支社	大分市	岡山営業所	岡山市中区
宮崎支社	宮崎市	松山営業所	松山市
鹿児島支社	鹿児島市	高松営業所	高松市

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
久留米支社	福岡県久留米市	徳島営業所	徳島市
広島支社	広島市安佐南区	高知営業所	高知市
山口支社	山口市	奈良営業所	奈良市
佐世保支社	長崎県佐世保市	四日市営業所	三重県四日市市
東京支社	東京都杉並区	岐阜営業所	岐阜県羽島市
神戸支社	神戸市中央区	埼玉営業所	さいたま市北区
佐賀支社	佐賀市	横浜営業所	横浜市鶴見区
沖縄支社	沖縄県浦添市	相模原営業所	相模原市緑区
大阪支社	堺市西区	山形営業所	山形市
仙台支社	仙台市太白区	東京事務所	東京都中央区
郡山支社	福島県郡山市	グリーンレンタル事業部 本	佐賀県鳥栖市
名古屋支社	名古屋市緑区	グリーンレンタル事業部 関東営業所	埼玉県久喜市
京都支社	京都市伏見区	グリーンレンタル事業部 東海営業所	岐阜県羽島市
石巻支社	宮城県石巻市	グリーンレンタル事業部 東北営業所	宮城県登米市
鳥取支社	鳥取市	グリーンレンタル事業部 岩国営業所	山口県岩国市
静岡支社	静岡市葵区	グリーンレンタル事業部 関西営業所	奈良市
姫路支社	兵庫県姫路市	グリーンレンタル事業部 大阪営業所	大阪市住之江区
関東支社	埼玉県久喜市	グリーンメディア事業部 本	福岡市東区
千葉支社	千葉市中央区	グリーンメディア事業部 東京本	東京都中央区
鹿屋営業所	鹿児島県鹿屋市	グリーンメディア事業部 大阪営業所	大阪市中央区

(注) 決算期後の営業所の異動

2021年5月1日付をもって岡山営業所から岡山支社、高知営業所から高知支社、横浜営業所から横浜支社に名称変更しております。

(9) 従業員の状況 (2021年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
767名	63名増

(注) 上記の他、2021年4月30日現在パート17名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
722名	64名増	39.2歳	7.2年

(注) 上記の他、2021年4月30日現在パート16名が在籍しております。

(10) 主要な借入先 (2021年4月30日現在)

借入先	借入残高
(株) 西日本シティ銀行	212,180千円
(株) 福岡銀行	146,429千円
(株) 十六銀行	10,036千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,101,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,025,280株 (自己株式210,699株を含みます。)
 (3) 株主数 1,874名
 (4) 1単元の株式数 100株
 (5) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
グリーンクロス社員持株会	999,101株	11.33%
青山悦子	876,618	9.94
BBH FOR FIDELITYPURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITES FUND	612,000	6.94
柴田泰三	512,000	5.80
東條優	353,482	4.01
井上愛	353,482	4.01
中野淑	353,482	4.01
(株)西日本シティ銀行	256,000	2.90
新海秀治	228,000	2.58
椀田法義	200,200	2.27

(注) 持株比率は、自己株式 (210,699株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取(うち社外取締役)	4,200 (-)	3 (-)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2) ②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況 (2021年4月30日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年4月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	久 保 孝 二	東亜安全施設(株)代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)G-サイン代表取締役
取 締 役	中 本 堅 太 郎	営業本部長
取 締 役	松 本 光 一 郎	管理部長
取 締 役	岡 本 英 利	(株)オン・アンド・オン代表取締役 (株)JMC社外取締役
取 監 査 等 委 員 役 員	首 藤 英 樹	公認会計士 (株)SSC社外取締役
取 監 査 等 委 員 役 員	山 崎 健 治	公認会計士
取 監 査 等 委 員 役 員	住 吉 良 久	岡山県議会議員

- (注) 1. 取締役岡本英利、首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員首藤英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員山崎健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員住吉良久氏は、経営者としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、首藤英樹氏を監査等委員長に選任し、同委員長が社内の主要会議に出席して社内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、内部監査室等と監査等委員会が連携して監査活動を行うとともに、監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、監査等委員首藤英樹氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- (参考) 当社は執行役員制度を導入しております。
2021年4月30日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。
- 執行役員 永尾弘幸 グリーンレンタル事業部長
執行役員 田島伸弘 関西ブロック長兼大阪支社長
執行役員 神田昭彦 東海ブロック長兼(株)トレード取締役社長
執行役員 片山敬之 関東ブロック長兼関東支社長

(2) 取締役等の報酬等の額

①報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の決定に関する方針は、客観性・透明性を高めると共にコーポレート・ガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会からの答申について取締役会で決議することとしております。

個人の報酬等の内容については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で業務執行の状況を全体的・客観的に評価するため、取締役会が指名・報酬諮問委員会に一任した上で決定することとしております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っており、取締役会はその答申を尊重し、同内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

社内の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<報酬の構成>

取締役の報酬は、a) 定期月額報酬、b) 中長期インセンティブを与えて取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的の株式報酬から構成されています。

a) 定期月額報酬

取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責、事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に考慮した部分から成ります。

b) 株式報酬

中長期的な企業価値の向上につなげていくために譲渡制限付株式報酬としております。各取締役の役位毎に基準額を設定して割当を行っております。

また、社外の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、定期月額報酬のみとしております。監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		定期月額報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	67,560 (4,560)	63,360 (4,560)	4,200 (-)	4 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	11,805 (11,805)	11,805 (11,805)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	79,365 (16,365)	75,165 (16,365)	4,200 (-)	7 (4)

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額(定期月額報酬)は、2017年7月28日開催の第46期定時株主総会において、年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は1名)であります。

また別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬について、2020年7月28日開催の第49期定時株主総会において、年額30,000千円以内(年50,000株以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は3名であります。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年7月28日開催の第46期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)であります。
3. 株式報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であります。また、当事業年度における交付状況は「2.(6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、このうち4,034千円は翌事業年度以降に費用計上される見込みであります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

岡本英利氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は(株)オン・アンド・オンの代表取締役及び(株)JMCの社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

- . 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会15回中14回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

②取締役（監査等委員）

(a) 首藤英樹氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
同氏は(株)SSCの社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- . 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会15回及び監査等委員会12回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行うとともに、各部署に対する実地調査等の活動を行いました。

(b) 山崎健治氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。
- . 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会15回中14回に、また監査等委員会12回中11回に出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

(c) 住吉良久氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。
- . 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会15回中13回に、また監査等委員会12回中11回に出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役は、岡本英利、首藤英樹、山崎健治、住吉良久の4氏であり、それぞれ公認会計士や企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしてもらうことを期待しております。各社外取締役は、当社の取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど行い、当社が展開する各事業内容及び業界について理解を深め、取締役会の実効性、危機管理、販路拡大、働き方などの経営課題について活発に意見を発言し、当社グループの発展に寄与しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外から有用な人材を迎えその役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき当社定款において、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、当社は社外取締役である岡本英利、首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。

この責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失が無い場合、その負担額は法令の定める限度額の範囲内とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2020年7月28日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,200千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 会社の体制及び方針並びに運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、管理部担当取締役をその責任者として管理部総務課においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同課を中心に役職員への教育等を行うこととしております。

また、取締役会の監督機能を高め、かつ業務執行に係る意思決定をより適正なものとするため、経営に精通し独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任しております。

内部監査室は、総務課と連携し、コンプライアンスの状況について監査し、これらの活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとしします。

さらに、役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに内部監査室または社外弁護士等に通報（匿名も可）報告する体制を構築しております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いは行わないこととしております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

セキュリティ及び輸入管理等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理していきます。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査室は、各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築します。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督等を行います。
- ロ. 毎年3月に取締役、執行役員及び拠点長、部門長をメンバーとした経営目標（戦略）体系策定会議を開催し、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定します。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行していきます。
- ハ. 当社の基幹システムを活用し、月次、四半期業績管理を実施しております。
- ニ. 経営目標（戦略）体系推進会議等による月次業績のレビューと改善策の立案、実施を行っております。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社総務課はこれらを横断的に推進し、管理しております。

⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行うこととしております。

この場合、取締役は監査等委員の意見を聴取し、内部監査室長その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定するものとします。

また、監査等委員は内部監査室長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。

また、監査等委員会を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る業務を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しその評価については、監査等委員会の意見を聴取します。

- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社及び当社子会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス、総務課への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備し、その報告は、管理部担当取締役が監査等委員会に対して、適時迅速に行うものとしております。

なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう内部通報制度運用規程に基づき、当該報告者を適切に保護します。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施します。また、監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証しております。

なお、監査等委員会は当社の会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図っております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業倫理規程において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対して、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断することを基本方針として明確化しています。

また、企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集等を行うとともに、警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社は、当社及び当社グループにおいて、コンプライアンス推進事務局を設置し、内部通報の内容・対応等につき、定例的に開催される取締役会及び経営会議への報告により管理徹底を図っております。
- ② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。
- ③ 当社の取締役会規程により、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定める事項、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決議を行っております。
また、定期的に経営会議を開催し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点と日常業務レベルで監視する対策についての検討を行い、業務執行の効率性を確保しております。
- ④ 代表取締役と監査等委員会は定期的な会合を実施して、監査等委員との意思の疎通を図り、また、内部監査室と監査等委員会は連絡会議を定期的で開催し情報交換等を行い、連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけ、配当に関しては、経営環境の変化や中長期的視野に立ったうえでの今後の事業展開、更には企業体質の強化等を総合的に勘案のうえで、安定的かつ継続的な配当を実施していく方針であります。

上記の方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2021年7月12日開催の取締役会決議により、期末配当金を1株当たり27円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	[8,802,853]	流 動 負 債	[5,015,963]
現金及び預金	2,706,974	支払手形及び買掛金	3,655,741
受取手形及び売掛金	3,414,770	1年内返済予定の長期借入金	81,643
電子記録債権	403,968	リース債務	9,364
商 品	2,039,329	未 払 金	388,936
原材料及び貯蔵品	168,805	未 払 費 用	134,401
そ の 他	87,983	未 払 法 人 税 等	234,915
貸倒引当金	△18,979	未 払 消 費 税 等	142,629
固 定 資 産	[5,433,646]	賞 与 引 当 金	349,320
有 形 固 定 資 産	(4,248,768)	そ の 他	19,011
建物及び構築物	923,897	固 定 負 債	[741,646]
機械装置及び運搬具	24,533	長 期 借 入 金	287,002
工具・器具及び備品	71,357	リース債務	12,166
レンタル品	1,066,747	そ の 他	442,476
土 地	2,162,232	負 債 合 計	5,757,609
無 形 固 定 資 産	(473,926)	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	107,028	株 主 資 本	[8,360,055]
の れ ん	358,136	資 本 金	697,266
電話加入権	8,761	資 本 剰 余 金	792,609
投資その他の資産	(710,951)	利 益 剰 余 金	6,946,003
投資有価証券	435,571	自 己 株 式	△75,823
長期貸付金	14,364	その他の包括利益累計額	[118,323]
破産更生債権等	27,868	その他有価証券評価差額金	118,323
長期前払費用	9,049	非 支 配 株 主 持 分	[511]
繰延税金資産	134,579	純 資 産 合 計	8,478,890
そ の 他	120,387	負 債 純 資 産 合 計	14,236,500
貸倒引当金	△30,868		
資 産 合 計	14,236,500		

連結損益計算書

(自 2020年5月1日
至 2021年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,397,257
売 上 原 価	11,575,330
売 上 総 利 益	6,821,926
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,435,343
営 業 利 益	1,386,583
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	943
受 取 配 当 金	6,259
為 替 差 益	646
雑 収 入	10,809
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,654
投 資 事 業 組 合 運 用 損	8,674
雑 損 失	2,647
経 常 利 益	1,391,267
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,391,267
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	432,854
法 人 税 等 調 整 額	47,465
当 期 純 利 益	910,947
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△14
親会社株主に帰属する当期純利益	910,961

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年5月1日)
(至 2021年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	697,266	749,082	6,296,634	△109,939	7,633,045
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△261,593		△261,593
親会社株主に帰属 する当期純利益			910,961		910,961
自己株式の取得					－
自己株式の処分		43,526		34,115	77,642
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	43,526	649,368	34,115	727,010
当 期 末 残 高	697,266	792,609	6,946,003	△75,823	8,360,055

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	104,066	104,066	526	7,737,637
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△261,593
親会社株主に帰属 する当期純利益				910,961
自己株式の取得				－
自己株式の処分				77,642
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	14,256	14,256	△14	14,242
当 期 変 動 額 合 計	14,256	14,256	△14	741,253
当 期 末 残 高	118,323	118,323	511	8,478,890

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	東亜安全施設(株) (株)トレード 北斗ネオン(株) (株)G-サイン

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

[有価証券]

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

[たな卸資産]

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

[有形固定資産] (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにレンタル品については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 4～50年

レンタル品 1～5年

[無形固定資産] (リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

[リース資産]

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

[貸倒引当金]

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

[賞与引当金]

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(レンタル品に係る表示方法の変更)

当社では、レンタル品について、従来、流動資産の区分にレンタル品として表示しておりましたが、当連結会計年度より有形固定資産の区分にレンタル品として表示する方法に変更いたしました。

この変更は、レンタル品に占める高額品の割合が増加していること、また、レンタル品として使用する期間が長期化しており、連結計算書類の比較可能性の観点からもレンタル品の実態をより適切に反映するものと判断したためであります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれん 358,136千円

のれんの償却方法及び償却期間については、子会社株式の取得時における事業計画に基づく投資額の回収期間を考慮して償却期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

子会社株式の取得時に生じたのれんについては、事業計画の達成状況等をもとに減損の兆候を識別しております。減損の兆候があると認められた場合には、減損の兆候があるグルーピング単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識の要否の判定においては、主に事業計画等を基礎として将来キャッシュ・フローを見積り、当該キャッシュ・フローがのれんを含む帳簿価額を上回るかどうかにより、減損損失計上の要否を検討しております。

事業計画等の策定においては、対象となる子会社の属する業界の動向、市場環境、成長率等に関する仮定を含んでおります。したがって、将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響により設定した仮定が合理的な範囲を超えて変化し当該事業計画が計画通り進捗しないことが判明した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、収束時期の見通しが不透明な状況にあります。連結計算書類作成時点においては、当連結会計年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形の裏書譲渡高	
受取手形の裏書譲渡高	9,533千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	130,891千円
土地	660,277千円
計	791,168千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	67,287千円
長期借入金	228,842千円
計	296,129千円
(3) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務	
① 所有権留保等資産	
レンタル品	477,177千円
② 所有権留保付債務	
未払金	197,220千円
その他（固定負債）	327,673千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	2,405,599千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	9,025,280株		—		—	9,025,280株

(2) 自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	305,500株		—		94,801株	210,699株

(注) 普通株式の自己株式数の減少94,801株は第三者割当等による自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年7月10日 取締役会	普通株式	261,593	30.00	2020年4月30日	2020年7月14日

② 基準日が当連結会計年度に帰属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2021年7月12日開催取締役会決議による配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額…………… 237,993千円
- (ロ) 配当の原資…………… 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額…………… 27.00円
- (ニ) 基準日…………… 2021年4月30日
- (ホ) 効力発生日…………… 2021年7月13日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金の使途は設備資金及び子会社株式の取得資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,706,974	2,706,974	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,414,770	3,414,770	—
(3) 電子記録債権	403,968	403,968	—
(4) 投資有価証券	343,410	343,410	—
資産合計	6,869,124	6,869,124	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,655,741	3,655,741	—
(2) 未払金	388,936	388,936	—
(3) 未払法人税等	234,915	234,915	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	368,645	367,869	△776
負債合計	4,648,239	4,647,462	△776

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、取引所等の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、長期の買掛金については、元金利の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額15,074千円）及び投資事業組合への出資金（連結貸借対照表計上額77,086千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	961円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	103円59銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[7,963,841]	流動負債	[4,784,847]
現金及び預金	2,132,270	支払手形	1,953,189
受取手形	741,463	買掛金	1,531,502
電子記録債権	381,258	1年内返済予定の長期借入金	70,156
売掛金	2,472,103	リース債務	9,364
商品	2,025,774	未払金	393,191
原材料及び貯蔵品	160,760	未払費用	125,093
前払費用	57,367	未払法人税等	229,750
その他	11,841	未払消費税等	134,337
貸倒引当金	△19,000	預り金	3,261
固定資産	[5,834,752]	賞与引当金	335,000
有形固定資産	(4,013,821)	固定負債	[429,420]
建物	738,500	長期借入金	89,580
構築物	31,990	リース債務	12,166
機械及び装置	4,363	その他	327,673
車両運搬具	10,610	負債合計	5,214,267
工具・器具及び備品	67,503	(純資産の部)	
レンタル品	1,066,747	株主資本	[8,466,003]
土地	2,094,106	資本金	697,266
無形固定資産	(82,191)	資本剰余金	(792,609)
ソフトウェア	74,204	資本準備金	660,866
電話加入権	7,987	その他資本剰余金	131,742
投資その他の資産	(1,738,739)	利益剰余金	(7,051,951)
投資有価証券	435,571	利益準備金	52,300
関係会社株式	1,040,355	その他利益剰余金	6,999,651
従業員長期貸付金	14,364	別途積立金	5,910,000
破産更生債権等	27,868	繰越利益剰余金	1,089,651
長期前払費用	8,667	自己株式	△75,823
繰延税金資産	118,645	評価・換算差額等	[118,323]
その他	124,135	その他有価証券評価差額金	118,323
貸倒引当金	△30,868	純資産合計	8,584,326
資産合計	13,798,594	負債純資産合計	13,798,594

損 益 計 算 書

(自 2020年5月1日)
(至 2021年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,002,549
売 上 原 価	10,555,398
売 上 総 利 益	6,447,150
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,031,494
営 業 利 益	1,415,655
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	940
受 取 配 当 金	6,241
経 営 指 導 料	4,318
受 取 家 賃	10,800
為 替 差 益	646
雑 収 入	9,097
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,257
投 資 事 業 組 合 運 用 損	8,674
雑 損 失	2,617
経 常 利 益	1,435,150
税 引 前 当 期 純 利 益	1,435,150
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	412,804
法 人 税 等 調 整 額	47,473
当 期 純 利 益	974,872

株主資本等変動計算書

(自 2020年5月1日)
(至 2021年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	697,266	660,866	88,216	749,082	52,300	5,280,000	1,006,371	6,338,671	△109,939	7,675,082
当事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						630,000	△630,000	-		-
剰余金の配当							△261,593	△261,593		△261,593
当期純利益							974,872	974,872		974,872
自己株式の取得										-
自己株式の処分			43,526	43,526					34,115	77,642
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										-
当事業年度中の変動額合計	-	-	43,526	43,526	-	630,000	83,279	713,279	34,115	790,921
当期末残高	697,266	660,866	131,742	792,609	52,300	5,910,000	1,089,651	7,051,951	△75,823	8,466,003

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	104,066	104,066	7,779,148
当事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△261,593
当期純利益			974,872
自己株式の取得			-
自己株式の処分			77,642
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	14,256	14,256	14,256
当事業年度中の変動額合計	14,256	14,256	805,178
当期末残高	118,323	118,323	8,584,326

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

[子会社株式及び関連会社株式]

移動平均法による原価法

[その他有価証券]

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

② たな卸資産

[商品]

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

[原材料]

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

[貯蔵品]

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにレンタル品については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～50年

レンタル品 1～5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(レンタル品に係る表示方法の変更)

当社では、レンタル品について、従来、流動資産の区分にレンタル品として表示しておりましたが、当事業年度より有形固定資産の区分にレンタル品として表示する方法に変更いたしました。

この変更は、レンタル品に占める高額品の割合が増加していること、また、レンタル品として使用する期間が長期化しており、計算書類の比較可能性の観点からもレンタル品の実態をより適切に反映するものと判断したためであります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 1,040,355千円

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、評価損の認識を行うこととしております。回復可能性の判断においては、関係会社の純資産額に事業計画等に基づく超過収益力を反映させた実質価額を合理的に見積り、取得原価と実質価額を比較することにより、評価損計上の要否を検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測できない事象の発生により関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、収束時期の見通しが不透明な状況にありますが、計算書類作成時点においては、当事業年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	34,959千円
土地	632,801千円
計	667,761千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	60,120千円
長期借入金	89,580千円
計	149,700千円

(2) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務

① 所有権留保等資産

レンタル品	477,177千円
-------	-----------

② 所有権留保付債務

未払金	197,220千円
その他（固定負債）	327,673千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,202,557千円

(4) 関係会社の金融機関からの銀行借入に対して保証を行っております。

株式会社Gーサイン	208,909千円
計	208,909千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	8,205千円
② 短期金銭債務	65,517千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

67,072千円

仕入高

365,351千円

販売費及び一般管理費

22,971千円

営業取引以外の取引高

15,118千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	305,500株		—	94,801株		210,699株

(注) 普通株式の自己株式数の減少94,801株は第三者割当等による自己株式の処分によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	16,168千円
賞与引当金	102,175千円
貸倒引当金	15,209千円
減損損失	1,652千円
ゴルフ会員権評価損	6,181千円
投資有価証券評価損	20,425千円
その他	8,758千円

繰延税金資産合計 170,571千円

繰延税金負債

\triangle 51,925千円

繰延税金負債合計 \triangle 51,925千円

繰延税金資産の純額 118,645千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 G-サイン	5百万円	看板の製作 及び販売他	所有 直接100.0	債務 保証	債務保証 (注)1,2	208,909	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社の借入金に対する保証であります。
2. 保証料は受領しておりません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 973円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 110円85銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

なお、千円未満の端数については、切捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社グリーンクロス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 邊 太 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 濱 田 善 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンクロス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社グリーンクロス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 邊 太 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 濱 田 善 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの2020年5月1日から2021年4月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月28日

株式会社グリーンクロス 監査等委員会

監査等委員 首藤英樹 ㊞

監査等委員 山崎健治 ㊞

監査等委員 住吉良久 ㊞

(注) 監査等委員首藤英樹、山崎健治及び住吉良久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区輝国一丁目1番33号

アゴーラ福岡山の上ホテル 5階 「ロメオ」

電話 092-771-2561



- バス 博多駅（博多口）を出て左方向、「KITTE博多」前の【Bのりば】より 58のバスで約20分、【上智福岡中高前停】降車後徒歩3分
- 車 博多駅から20分・天神駅から15分・福岡空港から30分
- 地下鉄 地下鉄七隈線【桜坂駅】より乗替 57のバスで5分【上智福岡中高前停】降車後徒歩3分